

平成29年第1回定例会（6月議会）
建設部 提出資料（6月19日）

建設委員会

【議案関係】

- 道路課 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する
条例案について

..... 1

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成29年6月19日
道 路 課

1 改正理由

県が管理する道路の占用料に係る督促手数料の額について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

督促手数料は、道路占用料を納付しない者がある場合において、督促状を発した際に生じる手数料であり、通常葉書の料金の額に相当する額をもって規定していることから、平成29年6月1日からの郵便料金の改定をうけて、この督促手数料の額を改めるものである。

また、現行条例では、52円という具体的な額をもって督促手数料を定めているため、郵便料金の改定のつとに本条例を改正する必要があることから、今回、督促手数料の額の定めを、「通常葉書の料金の額に相当する額」と改める。

3 施行期日

この条例の公布の日から施行する。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>督促手数料及び延滞金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の督促手数料の額は、督促状一通につき郵便法 昭和二十二年法律第百六十五号) 第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>督促手数料及び延滞金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の督促手数料の額は、督促状一通につき五十二円</p> <p>とする。</p> <p>3・4 略</p>